

平成28年10月5日

調査結果報告書

三田市行政監察員 内橋 一郎 印

通報受理日	平成28年8月10日
通報の形態	・面接 ○郵便 ・電子メール ・FAX
通報者	・実名(※ ) 所属部署 ○匿名
通報内容	三田市の定年退職後の再任用制度において、再任用時における給与を定年退職時の役職の給与により格差を設けているが、再任用の場合の給与を、定年退職時の給与により差を設けるのは不合理であるとの通報があった。また、本件通報者は、定年退職後の再任用制度において、再任用時における給与を定年退職時の役職の給与により格差を設けている現状を改善し、格差是正を希望されている。
調査経過	8月10日 公益目的通報を受理 8月29日 市長に公益目的通報の概要及び対応方針を報告 9月6日 三田市内部統制推進本部事務局宛てに公益目的通報に関する調査依頼(資料の収集・提出) 9月7日 事務局より以下の資料の提出があった。 ・一般職の職員の給与に関する条例 ・三田市民病院事業職員の給与の額及び支給方法に関する規程 10月5日 市長に公益目的通報の調査報告を提出
調査結果	三田市の再任用職員の給料の月額については、市条例の一般職の職員の給与に関する条例第9条の2に「その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料の月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」と規定されている。調査及び事務局からの聞き取りの結果、再任用の職務級はその基準に基づいて退職後に改めて格付け(3級等)されており、通報者の言う「再任用時における給与を定年退職時の役職の給与により格差を設けている」事実は認められず、違法性は無いものと判断する。
添付資料の内訳	なし
備考	なし